

- 給与上手くんα VERSION:16.002
- 給与上手くんαクラウド・給与上手くんαクラウド SE VERSION:16.002

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7・8.1・10 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 登録・導入

➤ 新規会社登録・修正・削除

- ① 改正後の所得要件の判定が、12 月支給日の支給月に更新しても適用されない場合があったのを修正しました。

《具体的なケースの例》

- ・ 年の中途に賃金支払日が変更になる等で、給与の支給が 11 か月以下となるケース
- ・ 当月支給マスターで支給日を翌月に設定しているケース
(支給対象月 1 月分の支給日が 2 月 5 日開始)
- ・ 当月支給マスターで支給日末日、後日振替のケース

支給対象月	支給日
1月分	7年 1月31日
2月分	2月28日
3月分	3月31日
4月分	4月30日
5月分	6月 2日
6月分	6月30日
7月分	7月31日
8月分	9月 1日
9月分	9月30日
10月分	10月31日
11月分	12月 1日
12月分(年調)	8年 1月 5日

11 月分 12 月支給日に更新しても、
所得要件は改正前の判定のままでした。

◆ 給与・賞与／入力・出力

➤ 年調データ入力

- ① 累積入力の 12 行目の支給有無で令和 7 年度税制改正の適用判定を行っていたため、11 行目に 12 月の支給日がある場合でも適用判定するよう修正しました。
※12 月賞与がある場合は改正後で計算されるため、問題ありませんでした。

《具体例》

賃金支払日の変更により 11 行目が最後の支払日となり、12 行目に支給がないケース

会社支給日	扶養	税率	支給額	非課税	総支給額	社会保険料	所得税
前職分							
01月31日			500,000	10,000	510,000	30,000	10,000
02月28日			500,000	10,000	510,000	30,000	10,000
03月31日			500,000	10,000	510,000	30,000	10,000
04月30日			500,000	10,000	510,000	30,000	10,000
06月02日			500,000	10,000	510,000	30,000	10,000
07月05日			500,000	10,000	510,000	30,000	10,000
08月05日			500,000	10,000	510,000	30,000	10,000
09月05日			500,000	10,000	510,000	30,000	10,000
10月05日			500,000	10,000	510,000	30,000	10,000
11月05日			500,000	10,000	510,000	30,000	10,000
12月05日			500,000	10,000	510,000	30,000	10,000
給与合計			5,500,000	110,000	5,610,000	330,000	110,000
06月15日			1,000,000		1,000,000	100,000	30,000
この時、基礎控除額、給与所得控除額、扶養控除等の所得要件は、改正前のままで計算されていました。							
賞与合計			1,000,000	0	1,000,000	100,000	30,000
現物支給							
総合計			6,500,000	110,000	6,610,000	430,000	140,000

《ご注意》

1 年分をまとめて入力する場合は、12 月の支給日の 11 行目、12 行目に入力してください。

1 行目は改正後の適用判定の対象外です。

以上

ご注意

- 他の I C S システムとマスターのやり取りを行われる場合は、他の I C S システム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。